

二宮町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

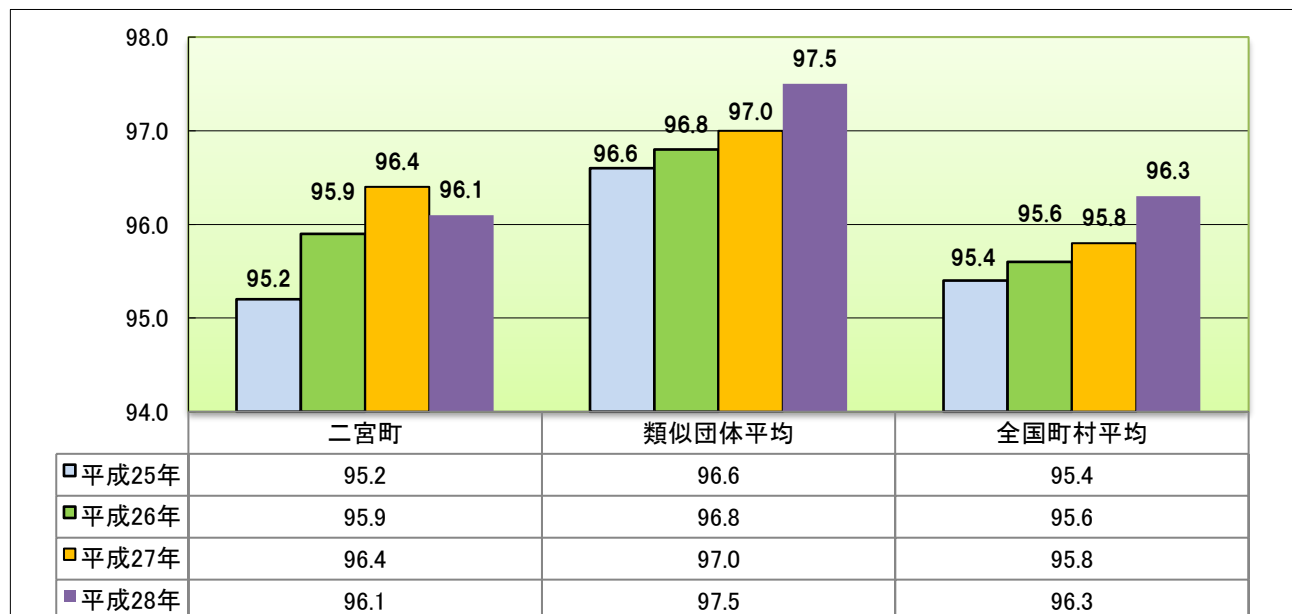
区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 平成26年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成27年度	29,267	7,873,054	221,478	1,776,421	22.6	23.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成27年度	208	685,526	187,138	261,521	1,134,185	5,453	5,748

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。
 3 類似団体平均については、国より発表があり次第公表します。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。
 4 平成28年の類似団体平均、全国町村平均のラスパイレス指数については、国から公表があり次第公表します。

※ 平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①、③ともに該当しない。
 ②については、若年層の給料の立ち上げが高いことが挙げられる。今後、全体のバランスを見ながら適正化に努めていきたい。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	神奈川県人事委員会の勧告				町の給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 (A)	公務員給与 (B)	較差 (A)-(B)	勧告 (改定率)		
平成 28年度	円 401,637	円 400,853	784円 0.20%	0.20%	-	0.18%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、神奈川県人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

※二宮町では人事委員会の設置をしてないため、神奈川県人事委員会の勧告の内容を掲載

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	神奈川県人事委員会の勧告				町の年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 (A)	公務員の支給月数 (B)	較差 (A)-(B)	勧告 (改定月数)		
平成 28年度	月 4.30	月 4.20	月 0.10	月 0.10	-	月 4.30

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

※二宮町では人事委員会の設置をしてないため、神奈川県人事委員会の勧告の内容を掲載

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

【実施】

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日
(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.2%引き下げ。若年層には実施をせず、高齢層に重点を置いて引き下げを実施。(最大改定率5.3%引き下げ)。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準5%に対し、二宮町においては4%を支給。
(実施時期)

	平成27年度の 支給割合	見直し後の 支給割合 (H30.4.1)	平成28年度の 支給割合
国基準による支給割合	5%	6%	6%
二宮町の支給割合	4%	-	4%

③その他の見直し内容

--

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
二宮町	38.5 歳	282,833 円	356,504 円	322,486 円
神奈川県	42.9 歳	334,764 円	-	407,319 円
国	43.6 歳	331,816 円	-	410,984 円
類似団体	-	-	-	-

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考 (A/B)
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
二宮町	48.6 歳	6 人	247,483 円	307,098 円	276,232 円	-	- 歳	- 円	-
うち学校作業員	52.3 歳	3 人	242,900 円	313,296 円	276,909 円	用務員	- 歳	- 円	-
うち給食調理員	43.6 歳	3 人	252,067 円	300,900 円	275,555 円	調理士	- 歳	- 円	-
神奈川県	55.5 歳	- 人	352,391 円	- 円	414,014 円	-	- 歳	- 円	-
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	- 円	329,358 円	-	- 歳	- 円	-
類似団体	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	-	- 歳	- 円	-

(注)1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 神奈川県、国、類似団体の欄で空欄となっている部分につきましては、それぞれ公表され次第、公表します。

(2) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		二宮町	神奈川県	国
一般行政職	大学卒	176,700 円	183,499 円	178,200 円
	高校卒	149,000 円	149,200 円	146,100 円
技能労務職	高校卒	137,900 円	146,899 円	- 円
	中学卒	126,400 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成28年4月1日現在）

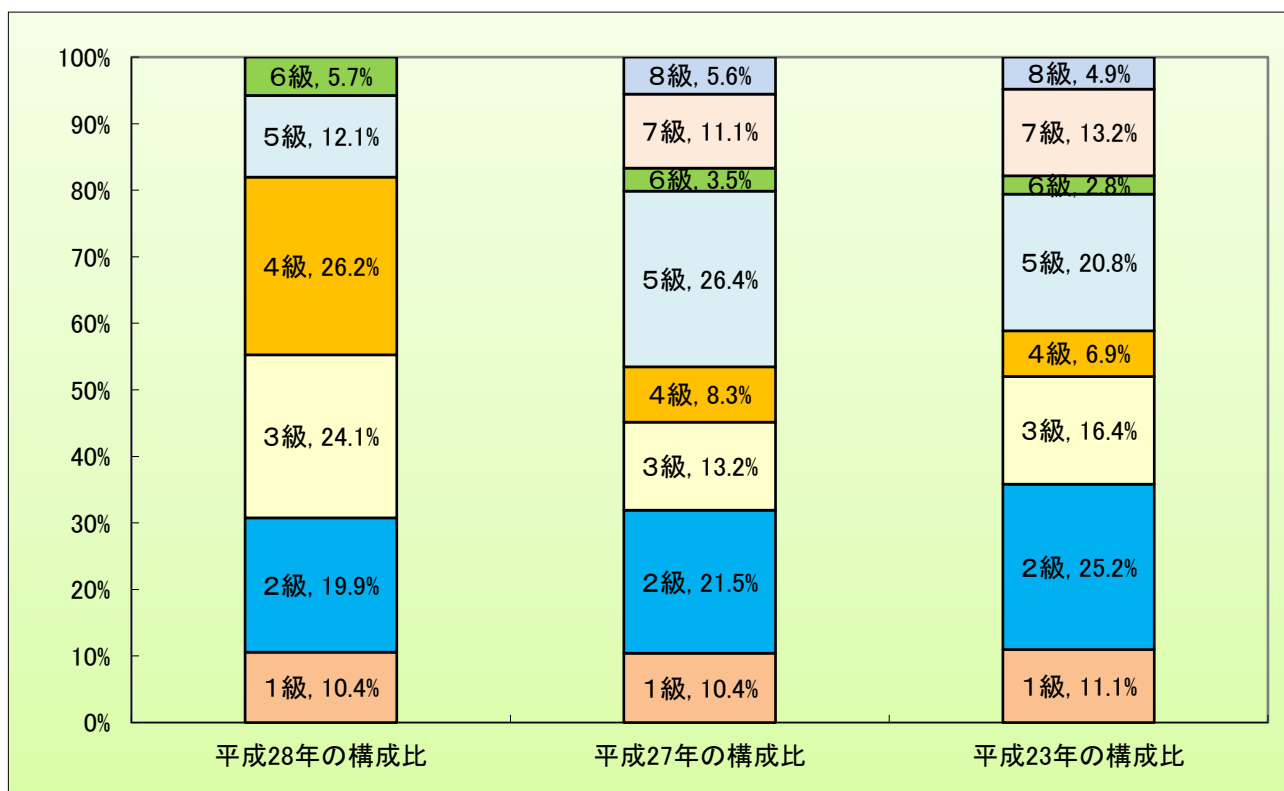
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	261,455 円	350,643 円	392,200 円	405,750 円
	高校卒	230,413 円	332,300 円	359,813 円	379,000 円
技能労務職	高校卒	- 円	245,200 円	267,400 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	248,700 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	部長参事	8人	5.6%	361,300円	443,700円
5級	課長幹主	17人	12.1%	317,000円	409,000円
4級	副主幹	37人	26.2%	259,900円	388,600円
3級	主査主任主事	34人	24.1%	229,500円	370,900円
2級	主事	28人	19.9%	183,300円	301,900円
1級	主事補	17人	12.1%	140,100円	246,100円

(注) 1 給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法に基づき、全職員を対象とした勤務成績の評定を行っています。

2 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績の評定に基づき、昇給を決定しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

二宮町		神奈川県		国	
1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,270 千円		1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,686 千円		-	
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75)月分		(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75)月分		(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況

能力評価に基づく、人事評価を平成28年度より実施し、勤勉手当の成績率へ反映をしている。

(2) 退職手当(平成28年4月1日現在)

二宮町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職者特例措置(2~20%加算)			・定年前早期退職者特例措置(3~45%加算)		
・調整額			・調整額		
1人当たり平均支給額 1,431 千円 13,279 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

※個人情報保護の観点により、対象となる職員数が1人または2人の場合は、個人が特定される恐れがあるため公表を控えております。

(3) 地域手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)		29,579 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)		144,285 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
町内全域	4 %	全職員	6 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		94.3 (96.1)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)			764 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)			17,764 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度)			20.7 %	
手当の種類(手当数)			4 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成27年度決算)	左記職員に対する支給単価
徴収手当	町税の滞納整理(臨戸徴収)及び滞納処分に従事した職員に対して支給		7 千円	日額250円
感染症のまん延防止作業手当	感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者の入院又は、まん延防止作業を要する感染症の病原体を有し、若しくは疑いのある物件に接触する業務に従事した職員に支給		0 千円	日額250円
災害出動手当	二宮町消防本部及び消防署に所属する消防職員が、火災その他の災害に出動したときに支給		46 千円	出動1回につき:250円
救急出動手当	消防職員が救急救助事故等に出動し、被救助者の救出救助に従事したときに支給		711 千円	救急救命士 出動1回につき:400円 (ただし、救急救命士法に基づく処置を行わなかった場合、150円) 救急救命士以外の救急隊員 出動1回につき:150円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成27年度決算)	63,153 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	385 千円
支給実績(平成26年度決算)	63,642 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	376 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成28年4月1日現在)

手当名	内容	国の制度との異同	国の制度	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者: 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族: 6,500円 ・配偶者のいない職員の扶養親族1人: 11,000円 ・満16歳の年度当初から満22歳の年度末までの子1人当たり加算: 5,000円 	同じ	—	22,755 千円	234,588 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家の場合: 27,000円 (27,000円未満のときは、支払っている家賃の額) 	同じ	<ul style="list-style-type: none"> ・借家の場合家賃12,000を超える場合家賃に応じて27,000円を限度に支給 	14,301 千円	297,938 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者 最高限度額 30,000円 ・交通用具使用者2km以上から60km以上まで13段階 2,200円～24,500円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・交通用具使用者 2km以上から60km以上まで13段階 2,000円～24500円 	12,857 千円	88,666 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・主幹級以上の職員の給料月額に14/100～19/100を乗じた額 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・職務に応じて定められた額 	31,128 千円	778,212 円
休日勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・休日において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に、勤務時間1時間につき勤務時間1時間当たり給料額に135/100を乗じた額を支給 	同じ	-	9,492 千円	306,186 円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に、勤務した全時間につき、勤務時間1時間当たりの給与額に25/100を乗じた額を支給 	同じ	-	1,889 千円	60,928 円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務1回につき5,000円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務1回につき4,200円 	1,220 千円	13,556 円

5 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	766,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	632,000 円	- 円	- 円
	教 育 長	581,000 円	- 円	- 円
報 酬	議 長	382,000 円	- 円	- 円
	副 議 長	299,000 円	- 円	- 円
	議 員	283,000 円	- 円	- 円
期 末 手 当	町 長 副 町 長 教 育 長	(平成27年度支給割合) 4.10 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成27年度支給割合) 4.40 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	766,000円×在職月数×37.5/100	13,788,000 円	任期毎に支給
	教 育 長	632,000円×在職月数×25/100	7,584,000 円	任期毎に支給
		581,000円×在職月数×20/100	5,577,600 円	任期毎に支給

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）

6 職員数の状況

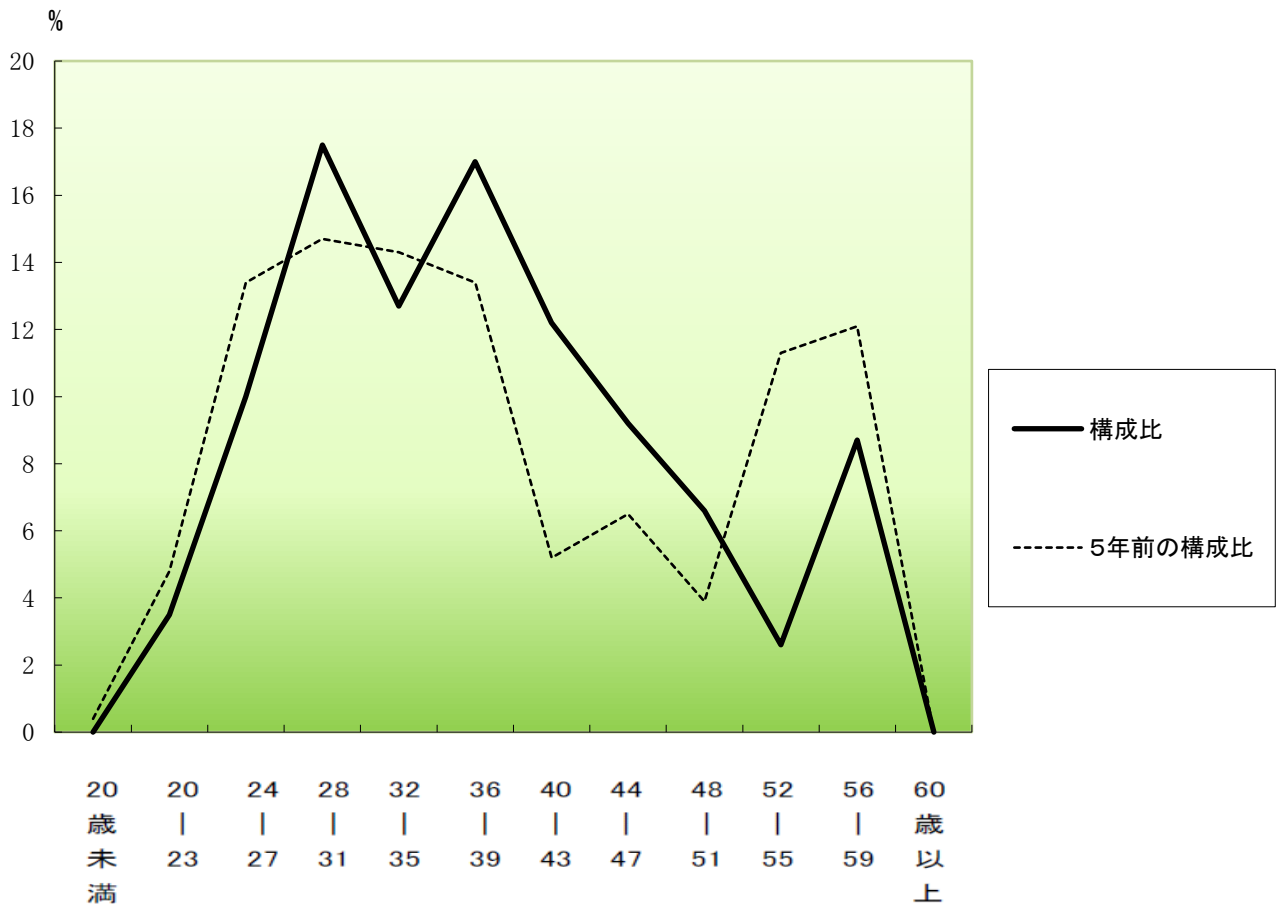
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成28年	平成27年		
普通 会計 部門	議 会	3	3		機構改革等による減
	総 務	51	55	▲ 4	
	税 務	10	10		
	農林水産	7	7		
	商 工	2	2		
	土 木	11	11		
	民 生	29	34	▲ 5	
衛 生	17	16	1	職員配置の見直し	
	計	130	138	8	<参考> 人口10,000人当たり職員数 約 44.42 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 - 人)
	教育部門	27	26	1	職員配置の見直し
	消防部門	46	44	2	前年度退職者不補充の対応
	小 計	203	208	▲ 5	<参考> 人口10,000人当たり職員数 約 69.36 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 - 人)
公営 企業 等部 門	下水道	7	8	-1	職員配置の見直し
	その他	15	13	2	職員配置の見直し
	小 計	22	21	1	
合 計		225	229	▲ 4	<参考> 人口10,000人当たり職員数 約 76.88 人
		241	241	[0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成28年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	7人	18人	36人	35人	39人	28人	21人	19人	7人	15人	0人	225人